

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

### 第3回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年6月20日(水) 10:00～12:00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員) 宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏の各委員

(政府) 石原規制改革担当大臣、渡辺政務官

(事務局) [内閣府] 岡本審議官、梅村審議官、磯部審議官、竹内審議官、吉原総合規制改革会議事務室長、長屋総合規制改革会議事務室次長

4. 議事次第

(1) 重点分野の検討課題

(2) その他

5 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは、定刻でございますので、ただいまから「総合規制改革会議」の第3回会議を始めさせていただきます。

本日も御多用のところ、石原大臣、渡辺大臣政務官の御出席をいただいております。

なお、石原大臣は途中で所用がございますので退室されますが、それまでにちょっとお時間をいただきまして御発言をいただきたいというふうに思っております。

本日は、河野委員、米澤委員が御欠席でございます。

ただいまから会議に入りますが、その前に、これまで御紹介できなかった委員を御紹介させていただきます。

清家篤委員でございます。

○清家委員 清家でございます。前2回、学校の授業の関係で失礼いたしました。よろしくお願いたします。

○宮内議長 よろしくお願いたします。

それから、議事に入る前に決定いたしました重点検討分野の担当委員の分担表をお手元に配付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

また、このたびワーキンググループの主査を補佐してとりまとめ作業に当たります担当の審議官を新たに定めたということでございます。したがって、担当分野ごとに審議官がおられるということでございます。御紹介をさせていただきたいと思います。

医療と福祉分野の担当は竹内審議官でございます。

人材といいますか、労働分野を御担当いただきます梅村審議官でございます。

教育と環境分野の担当は磯部審議官でございます。

岡本審議官は、都市再生分野を御担当いただきます。

また、調整中ではございますが、専門委員の名簿も提出しております。この点につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○吉原室長 今、お手元にお配りしております各作業部会ごとの専門委員の候補の名簿でございます。一番上に書いてございますように、これは現時点でのリストでございますが、具体的には、ある程度御本人にお話しをして、内諾を得た方を中心に書いてあるわけでございますが、そういう意味では、今お話しをしている方等もありますので、追加変更等があり得るという前提でございます。そういう意味で、後でこれは回収をさせていただきますが、とりあえず進捗状況御報告ということでございます。

医療関係は川北先生、長谷川先生のお2人。

それから、福祉、保育分野につきましては、主査の八代委員とも御相談いたしまして、とりあえず最初にヒアリングをさせていただいてから、その後が必要に応じて専門委員になっていただくというプロセスであろうかということになっておりまして、とりあえず、池田先生、山本先生、関先生、お三方のお話を伺うという手続で始めようとしております。人材・労働につきましては、児島先生と森戸先生、これはほぼ固まりまして、とりあえずこのお二人でスタートするという形になると思います。

教育関係では、西尾、森広、池本のお三方に今お話しをしておりますが内諾をいただいております。このほかにも、少し今御検討をいただいている方がいらっしゃいます。

都市再生関係も浅見、福井というお二人の先生が候補として今挙がっておりますが、このほかにも追加があり得るということでございます。

環境関係はとりあえず大塚先生に御内諾をいただいておりますけれども、この分野も多少追加があるものと思っております。とりあえず現状報告ということでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。残されました専門委員の調整につきましては、基

本的に各ワーキング・グループにお任せしたいと思います。

それでは、議事に入りますが、今日は、重点検討分野ごとのフリートーキングということを行いたいと思います。

重点検討分野ごとに設けましたワーキンググループでは、これまで1回ないし2回、既に会議を持っていただいております。そういう段階でございますが、今日は、各ワーキング・グループの主査から資料に基づきまして、検討状況、問題意識につきまして、御説明をしていただきまして、その後、皆様方より規制改革に取り組む基本的な考え方につきまして各分野ごとに、いわゆる忌憚のない自由な御意見を賜るということにさせていただきたいと思います。

その前に、私から一言申し上げたいと存じますが、まず、お手元に今後のとりまとめ方針、スケジュールについて、ということで私から私案というのを outsizing させていただいております。これにつきましてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

実は、先般、飯田議長代理、坂政策統括官にも加わっていただきまして、一応現在のめどと一致しております7月の報告とりまとめに向けまして、基本的な活動方針につきまして打ち合せをさせていただきました。その件は既に事務室を通じまして、各主査の方々には、御案内済みということになっていると思いますが、私から改めて御説明をさせていただきます。

お手元の配付の資料に沿いまして、私からの提案という形でお話しをさせていただきたいと思います。

まず、7月のとりまとめにつきましては、各分野の改革の方向性に加えて、可能な限り具体的な改革事項を盛り込むこととしていきたいと思っております。この具体的な改革事項につきましては、次のような姿勢で望みたいと考えておりますので、これを念頭に置いてワーキンググループの活動を行っていただくことにしてはいかかということでございます。

とりまとめの基本方針でございますけれども、実はこの会議は通常4月当初から行いますと7月というのはかなり余裕があるわけでございますけれども、実際上はこの2か月何もできなかったということでございますので、7月とりまとめというのは大変時間的な制約があると。そういう中で戦力を集中するということで、当面7月とりまとめにつきましては、重点分野に絞って検討作業を進めることとしたいということでございます。ということは、他の分野は全く放っておくということもできません。できましたら、それと同時に7月中にこれまでの規制改革の進捗状況や、今後検討すべき課題についてのスタディーを行っていただき、これが8月以降の作業の準備となるようにしていただくと。重点は重点

事項で、その他のものにつきましても、8月以降に作業に入れるという形の作業の進め方をしていければということでございます。

具体的な改革事項、これは最終的に各省と未調整となっても取り上げるということではなければいけないのではないかとございます。

と言いますのは、この前身であります規制改革委員会等におきましては、やはり世論のバックアップが今よりはるかに少なかったということもございまして、こういう検討事項を出すときには、業界とか各省の抵抗を真正面から受けるということが多かったわけでございます。そういうことで実現性を担保するために、事前に関係省庁からある程度の了解と言いますか、了解はしていただかないにしても、実現不可能でないという瀬踏みたいなことをしてきたという経緯がございます。

しかしながら、そのために実は大きな問題を取り上げることはできなかったというマイナス面も正直言いましてあったかと思えます。

しかしながら、現在の政権発足後、環境といたしましては、規制改革にとって恐らく史上初めて追い風が吹いているということではないかと思えます。

したがいまして、これまで前身が期待できなかった難しいテーマでも狙上に上せるという可能性が高いと思われるわけでございます。このチャンスを逃さないために大胆な提案事項を取り上げることにチャレンジするという姿勢で取り組んでいただくということも、今こそできるのではないかと考えております。

また、調整のやり方につきましても、なかなか上層部まで行かず下で相当な議論を積み上げていくということを重ねないと実現しなかったということもございましてけれども、これも石原大臣にも御相談しないといけないんでございましてけれども、できるだけ高度なレベルでの折衝ができないものかということも考えているわけでございます。この辺りを含めまして、大臣から何かお考えございましたら、よろしゅうございましょうか。

○石原規制改革担当大臣　ただいま宮内議長からお話いただきました点は、私も党の方で第1次、第2次の規制緩和をやってきた人間として、現場の補佐さん辺りと話をしたら、彼らの仕事はだめですというのが仕事でございますので、なかなか成案を得るに至らないということが多々ございました。議長とも相談をさせていただきました。各省の官房長に私の方から各ワーキンググループで7月の重点とりまとめのところにつきまして、高度な判断をしていただきたいということで、次官が出てきて、委員の先生方と議論をしていただく。それを客観的な私どもがジャッジメントさせていただきたいという旨をもう既に通告させていただいておりますので、宮内議長のおとりまとめの中でございましたように、

最終段階のところでは、次官に出てきて話をしてもらおうとさせていただければと存じております。

○宮内議長 ありがとうございます。そういうことで、今までにない形でございますけれども、非常にハイレベルでの話ができるということでございますので、是非そういう観点も踏まえまして、玉出しをお考えいただきたいと思います。

具体的事項のイメージといたしましては、やはり国民的な強い関心を得られるような事項が望ましい。世論にアピールできればこれまでとても無理だと思われたものも、これができるという可能性があるんじゃないかと思います。

また、改革事項をただ単に挙げるということではなくて、その進め方とかスケジュール等、具体的な道筋を見せるということはこの会議の1つの大きな目的であろうと思います。実現するというスケジュールまでブレイクダウンした形で是非書き込むことをお願い申し上げます。

そういうことで、スケジュールといたしまして、これは想定でございますけれども、とりあえずお手元のような形で今月下旬には飯田議長代理と各ワーキンググループの主査、副主査、私を含めまして、検討状況を共有させていただく。具体的改革事項の取り扱い方針を確認させていただくということを考えております。既に28日、29日ということで、各分野ごとに時間を取らせていただいておりますので、正式な会議とは別にそういうところで作業を進めさせていただきたいと思います。

更に7月上旬ということでございますけれども、ただいまお話があったような形で次官クラスの方も含めまして、お招きしてヒアリングを開催するとか、そういうこともできましたらこの辺りに考えさせていただきたい。

そして、7月17日を目途といたしまして、とりまとめ案の審議決定をさせていただくということを取りあえずの私案でございますけれども、こういう形で夏休みまでの作業が進めれば、遅れを十分取り戻せるのではないかと考えております。

以上が私からの御提案の説明でございますが、何か御質問等ありましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。あとでまとめていただいても結構でございます。

それでは、もし御質問がございましたら、後ほど御意見等も含めまして、ちょうだいしたいと思います。

それでは、先ほど申し上げましたように、各ワーキンググループからの報告をお願いしたと思うんでございますけれども、時間としては5分程度でおまとめいただきまして、10分から15分、各分野ごとに御意見をちょうだいすることにしたと思います。

まず医療関係のワーキンググループでございますが、鈴木主査からお願いいたします。  
○鈴木委員 大変心強いお言葉でございますが、とは言うけれども、7月17日大変だという感じがします。私もこの医療分野については今までタッチしたことがないので、専門用語だとか熟語については、まだ十分慣れていませんが、とりあえず今まで検討したことについて御説明します。

まず2点あると思うんです。1つは、現在の医療制度というのは、これは維持不可能なものになりつつあるという問題がはっきりしておるわけです。この医療制度を持続させなくてはいけないということでありまして、もっと端的に言いますと、医療費の抑制をどうやって図るのかという問題になろうかと思えます。

ワーキンググループでの議論といたしましては、まず、総額抑制のための緊急対策ということが考えられないだろうか。実は2番目にありますように、医療報酬の見直しにつきましては、慢性疾患に関しては、シーリングを掛けて包括払化をするというような議論はもう長々とやられておるわけですが、では、その慢性疾患を包括払化するに当たって一番重要な基準がはっきりしているのかということ、これはまるっきりできていない。そして、エビデンス・ベースド・メディスンという手法というのがあって、それによって1つのやり方というものが標準化され、それをヘルプするものとし、カルテだとかレセプトというものがIT化され、かつその情報が共有化されるということが絶対必要なんですけども、議論しておっても、土台EBM自体が確立されていない。カルテ、レセプトのIT化も何ら進んでいない。この議論をやっておっては、中長期的な問題になってしまいます。

ですから、第1番目としては、現在、患者は老人医療で10%、20%グループ、30%グループというふうにいる分かれておるわけですが、その患者負担というものに対して、何らかの見直しが緊急に必要なではないか。そうしないと、議論のための議論になってしまう。

もう一つは、そういう標準的なものができるまでの間の報酬単価、今は1点当たり10円ということになっておりますけれども、これを10円と見るのかどうかという問題。こういうことをまずやるべきではないか。

それが問題であると言うならば、少なくとも慢性疾患に関しては包括払化の道筋を取るべきではないかというのが問題認識でございます。

更に現在の医療報酬だとか薬価だとか医療機材の価格等の決定は、聞くところによりますと、いろいろな審議会の中において、かなり密室性が高く行われており、どうしてそう

ということになったのかということについてのディスクロージャーはされていない。これは後で申し上げますけれども、この分野の競争促進のために必要なのはディスクロージャーがキーになってくると思うんです。ですから、ここの決定方式というものをもっとはつきりさせて、明るみに出すということが必要だという考えでございます。

それから、3番目ですけれども、こういうことをして、例えば慢性疾患の包括払いというのをいたしますと、問題になってきますのは、要するに高度医療というものがこれからどんどん出てくる。そういう高度医療が出てきたときに、この人は高度医療が受けたいということがあって、その必要性もあるわけですけれども、そうしたら、その人に対しては御自分でペイをしていただく、払っていただく。そして医療を受けるというシステムを導入せざるを得ないわけです。

ですから、混合医療という問題、つまり今までは保険外医療を少しでも入れると、全部が保険医療の対象にならなかったわけですけれども、そういうのではなくて、保険外医療を入れた場合には、その人に払っていただく。そういうことをすることによって、その人は恐らく保険という、つまり民間保険という疾病保険に入ることが促進されるわけです。この公的保険一本やりの日本の医療保険制度というものは、アメリカのような民間保険へ少しずつ軸足を移していくのが今必要ではないか。こんな考え方から医療費の抑制について、全部総合してひとかたまりで意味を持つ問題ですけれども、そういう取り組みをしてみたいと思っております。

第2番目は、競争原理の導入です。誠に市場原理というものが無い世界でございますから、市場原理のないところというか、働きにくいシステムの中で、どうやってやっていくのかということをつらつら考えてみると、やはり公正で透明なルール化ということと、情報公開ということを中心として回転させていかざるを得ないだろうと思います。

そこで、カルテ、レセプトの電子化ということが長らく言われておりますけれども、レセプト自体は今もほとんどのお医者さんは、コンピュータでつくって、打ち出して、医療報酬基金に紙で行って、7,700人の人間が、1枚を3秒でめくっておるとというのが現実なんで、何でそんなことをやっておるんだという問題も含めて、カルテ、レセプトの電子化、なにか今レセプトの電子化ということは、緊急の課題としてできる問題だと思います。医療情報の非対象性の問題といたしましては、つまり、今までの医療機関、これは知らしむべからず、よらしむべしみたいところが医療機関にありましたけれども、一番下に広告規制の緩和、これは今始まっておりますが、私は広告は結構だけれども、広告の問題ではないかと思うんです。あくまでもディスクロージャーの問題だと。

ということは要するに医療費というのは保険で出す。ということは、税金で出すのと同じこと。税金で出すのと同じものを出して使っていく内容が、要するに暗闇の中でやっているのは話にならないというので、ディスクロージャーを義務づける必要があるということでございます。

それから、さっき言いました慢性疾患の包括払化ということをやります場合には、標準的な医療というものが、エビデンス・ベースド・メディスンに基づいて、早急に確立しなくちゃいかぬということで、これは言っているだけじゃくて、早急にやる必要がある。

更に医師のような専門職の場合には、免許というのは1回取ったらそのままよろしいんでしょうか。幾つになっても医師としてやってよろしいんでしょうかという問題もあるかと思えます。要するに更新義務という問題も考えるべきかと思えます。

それから、医療サービスの評価制度というのも当然ディスクロージャー、評価ということから必要でありまして、今、評価機関というのがスタートしておりますけれども、これの成熟化をしていかななくてはいけないということが次の課題かと思えます。

広告規制の緩和は先ほども申しましたが、当然のことだと思います。

次のページを見ていただきまして、レセプトの審査、支払い義務、さっきもちょっと申し上げましたけれども、いわゆる診療報酬基金に対して膨大な数のレセプトが紙でやってくる。みんなコンピュータから打ち出して、そして持ってくる。ごく一部の人が手書きをしたものを出すということなんです。それに7,700人の特殊法人で支払基金をつかって、それを一枚一枚チェックすると称しておる。それに掛かる時間は1枚3秒だと。これで間違いが発見できるのかという問題です。

聞くとところによりますと、本来、医療法においては、保険組合、保険者が医師に対して直接支払うのが法律上の原則になっておりますけれども、昭和23年の通達以来、この支払基金というものを通らなくてはいけないという奇妙な慣行ができ上がって7,700人という集団ができておる。これは今すぐにでも廃止ということ。代わって、それに受けるものは、一つ一つの保険組合がそれをやるということは不可能でしょう。そうしたら、幾つかのものをまとめて支払報酬基金がやっているような審査と同じようなことをやっていくという機構を早くつくってあげればいい話でありまして、いずれにしても、電算機化すれば強烈な時間、間違いというものの節約と是正につながっていく。こういう問題に手を付けるのは手っ取り早い話と思えます。

それから、医療機関の近代化、効率化で、株式会社に対して非常な拒否反応を示し続けてきたここ何年かであったと思えます。営利を目的とするという言葉が呪詛のような言葉

になっておるといのが本質だと思うんです。その営利とは何だということが実際に理解されているのかということを知りたいわけでありまして、私はこの株式会社方式によって、経営をすることによって近代的なマネジメントというものを医療機関が身に付けていくことのために是非取り組みたい。

更に病院の理事長要件というのは、医者でなければという話、若干緩和されましたけれども、依然として医者でなければ理事長になれない。経営者になれないという話でございますが、この議論もしてみたいと思います。

最後でございますが、医療資材機器の内外価格差というものは極めて大きいものがある。なかんづく医療機械の中で、要するに高度の技術のものは、アメリカにおいては販売価格を1といたしますと、日本では10と、実に10倍になっておるわけです。という問題がある。これは競争政策の不徹底というものが真ん中に介在しておるわけですがけれども、いずれにしても、なぜ10倍になるのかというと、こういうのは大型の病院しか使わない。その大型の病院においては、値段を値切るインセンティブが余り働かない。薬価というものはどんどん下がっていく。町医者にとっては値段を値切るインセンティブがある。このようなところがベースにあるけれども、しかし、中における競争政策というもの、いわゆる価格構造というもので、この問題は、さっきも申しましたように、それを審査する機関の在り方も含めて大きな問題だと思います。それにも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます、これだけのものの中で7月までにどれをやるのかということになったら、さっき押し付けるぞというお話でございましたので、時と場合によって、全部押し付けてしまえば、以上、大体入り口で終わるということになる相なるかと思っております、やってみての話で、私まだ相手を見ておりませんのでと思っております。

以上です。

○宮内議長 非常に大きなテーマでございますけれども、御意見、御質問等ございましたら、御自由にどうぞ。

○奥谷委員 安価で良質な医療サービスの提供のところ、医師免許の更新の義務というのがありますけれども、これは最近かなり医師側の事故による死亡といえますか、いろんな大きな事故が多発していますので、そういったところで、ただの医師免許の更新義務というだけの弱い表現と言いますか、例えばパイロットですとシックスマン・チェックみたいなものが必ずあるわけで、そういった更新の義務の部分の具体的ところをもっと明確になされた方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○鈴木委員 承って、そのような方向で議論を進めていきたいと思っております。

○佐々木委員 2点あります。1つは、今の医師免許の更新義務と似るかもしれませんが、治療の方法に関して、全世界で最先端のいろんな治療法があるということを、不確かなんですけども、厚生労働省が医師向けにインターネットで公開するということが過去に発表になったような気がするんですが、もしそれが正しければ、それが医師向けだけではなくて、一般にも公開されないといけない。

つまり、患者がセカンド・オピニオンというのをきちっと取れるように、そこに規制があるかわかりませんが、いろんな治療法の中から自分で選ぶということを教育できるような形になっていくようにと思います。

もう一点は、患者負担ということと、あるいは医療費の保険の制度の見直しのどちらに入るのかわからないんですが、今、私どもが一般の患者として病院に行きますと、あなたは何円ですよと言われるだけで、実際に本当にこの医者が保険料というか、そういうものを国とか自治体から幾らもらっているのかよくわからない部分があるんで、この辺が患者一人ひとりにも、あなたは今回本当は幾ら掛かっている、病院はあなたから幾ら取るけれども、幾らはほかからもらっているんだよというのが見えると、よく行ってもいないのに病院が請求していたりというのがニュースにもなりますけれども、あるいは過剰な薬が出たりということが、全員が関知できなくても、患者でチェックというのもできるのかと思っていますので、この2点だけ。

○鈴木委員 私まだ不勉強ですけども、当然医師向けのインターネットで治療法というのは飛びかっています。ですから、それが患者対してのみ閉鎖されておるということであつたとしたら、それは今日お伺いした話として、その問題もやっていきたい思います。要するに、標準的な医療というものをまず決めておいて、もともと医療というのは、要するに社会保障として始まった問題であって、ある一定の限度のところまでは、これはみんなでやりましょうというのか本質だったはずでして、それが現在出来高払いの下で、高度治療も何もかも認められたらすべてというところまで行き過ぎているという感じがするんです。だから、その症状に対して適切かという、必ずしもそうではなくて、要するに過剰診療というもの、これが横行したら幾らお金があつたって足りないということになりますから、標準的なもので、これで大丈夫ですというのが示すのがまず先決だと思います。だから、さっきから申し上げておりますように、エビデンス・ベースド・メディスンというのを口で言うだけじゃなくて、早く確立するということが、これが本当はスタートラインになってくる。しかし、それを待つてはおられないから、患者負担と報酬単価というものを見直すというので、あぶり出すと言っては悪いですけども、あぶり出していくのが

実戦的ではないかということ考えております。

それから、患者負担については、私どもの会社などですと、保険組合は、あなたはどこに何日入りました。そして、あなたの個人負担は幾らです。そして、組合負担は幾らですというのは毎月送ってきますけれども、そういうシステムというのを、そういう健康保険組合以外のところにも広げていくということが、システムの内容についてはもう少し勉強しないとわかりませんけれども、考えてみたいと思います。

○八代委員 私も実は医療のワーキンググループのメンバーですが、出張中で議論に参加できなくて、こういうところで申し上げるのもどうかと思うのですが、1つやや気になっていますのは、医療費の抑制ということと規制改革というのは、必ずしも一対一の関係にないのではないか。例えば、エビデンス・ベースド・メディスンによって医療費を包括払い化する。それによって結果的に医療費が減少するというのは当然良いことですが、最初から医療費の総額抑制ということは、それが医療サービスの質の向上にどうやったら結び付くかというプロセスはやや難しいのではないかと思います。、患者負担の方はそれによってある程度自己抑制が働くということでしょうが、供給側の方はどうでしょうか。報酬単価をいじるという点に関しては、これまでの議論の中では、例えば診療所と病院とで同じ報酬単価というのはおかしい。病院の方がはるかに資本集約度も高いわけですから、そこで診療所と比べた報酬単価を変えるという議論はあったと思うんですが、単に財政的な観点から一律に下げるということであれば、やや規制改革の考え方と整合的かどうかという疑問があるので、その点についてコメントしていただければと思います。

○鈴木委員 これは八代副主査にこれからいろいろ教えてもらいながらやるということでもありますから、私、縄のれん、規制という名をくぐってというのがこれまでの規制改革であったわけです。今回のものというのが、だめになっていこうとする医療制度という現在の崩壊するもの、これを何とか救おう、維持しようという話ですから、いわゆる規制という問題ではなくて制度全体を救う。そのために一番納得のいくのは、いわゆる包括払いというやり方なんだけれども、それ自体というのは、一定何年掛かってできるんですかという那覇市で、エビデンス・ベースド・メディスンという、このエビデンス自体がつけられていないということを繰り返すよりしようがないと思うんです。

ですから、私は全体のこの制度を維持させるために、これ絶対にやってのけると言っているわけではないんですけれども、やはり視点としては、医療費の抑制ということに対して緊急にやる問題というのを視点を据えて、それをやらなくても済むような方法が

何かないかということ。そして、やらなくては済まないんだったらやると。こういう問題認識を持たなくては改革というのはいけないんじゃないかという感じがして、あえてここに載せておいたわけでありませう。

○宮内議長 よろしゅうございしょうか。御意見はたくさんあると思ひますけれども、今日はひと当たりお聞きするということでございませうので、次に移らせていただきます。

次は福祉、保育等のワーキンググループでございませう。八代さんからお願ひします。

○八代委員 福祉分野での重点検討の在り方でありませうが、これは先ほどの医療について、基本的な考え方をまず示すということと同じです。、介護・保育の分野においては、何よりも今、増える利用者のニーズに対してサービスの供給量が量・質ともに圧倒的に立ち後れている。これはいずれの分野についても、これまでが公的部門主体の供給体制で、一部の非常に恵まれない方を対象にやるといふ公的福祉の考え方で行われていたわけだ。

公的福祉ですから、公務員が自らやることが原則ということだ、非常にコストの高い供給構造になっていて、予算の制約からなかなか必要なニーズを満たせない。今後、高齢化社会、少子化社会に対応するために、やはり民間企業含む多様な経営主体の市場参入をできるだけ早く促進するということだサービス供給が増える。サービスの供給が増えれば、その中で事業者間の競争が活発になって、消費者が多様な選択肢を選べる。それを実現するためにどうしたらいいかということが基本になるのではないかと思ひます。

それから、もう一つの点といたしましては、これはほかの分野の改革が進むとともに、よく言われていることだ、失業者が増えたり、あるいは社会保障の改革等の関連から、社会的なセーフティーネットというものがますます重要になる。日本では、一番基本となる社会的なセーフティーネットとして生活保護制度があるわけだ、これが実は余り機能していない。社会保障の分野では、これまで、「保護から保険へ」といふ考え方がありまして、生活保護といふのはなるべく使わない方がいい。これをできるだけこれを年金とか保険でカバーすべきいふ考え方が根強い。

しかし、本来、最低生活の所得の保障といふのは、原因を問わず、ほかのセーフティーネットに対応できない部分の最後の受け皿となるわけだ、これをきちっとすることが、ある意味で構造改革の基本になるのではないかと思ひます。

生活保護の現行の問題といふのは、家族の扶養義務といふのが極端に優先されておりました、また、プライバシーの侵害の要素も多くて、なかなか受けられないいふ要素がある。ですから、こういう点をきちっとすることが、逆にほかの構造改革を進めるための基本ではないかと思ひます。

それから、これは雇用との間のボーダーラインでありますけれども、社会保険の対象に、さまざまな多様な働き方をする労働者が含まれていないという問題がありまして、これはまた後で人材分野と調整いたしますけれども、この分野でも検討する側面もあるかと思えます。それから、基本的に今後の介護・福祉の問題を考えるときの1つの原則として、今までは施設中心の考え方、つまり介護施設をつくったり、保育所をつくったりして、そこにお金を投入するという考え方があります。

それを消費者が自由に選べるためには、個人単位の方式に転換する必要がある。それによって多様なサービス、極端なことを言えばこれまで自宅で自ら介護とか保育をする場合にも、施設ではないから一切援助がなかったわけですから、そういうことではなくて、個人が自由にいろんな形の施設サービス、あるいは在宅サービスを選べるようにする。その中でイコール・フットィングの原則を重視する。それによってますます競争が活発になるということが基本になるかと思えます。

ただ、それは現行の制度を抜本的に変えることになりますので、それと同時に現行の社会福祉事業法とか児童福祉法の枠内でできるだけ公設民営等の民間企業の活用に当たって障害となる規制を重点的に考える。その両面でいくべきではないかと思えます。

介護と保育とは少し違いますので、それぞれの分野で考えますと、介護サービスというのは、まず在宅介護の分野については、一応今民間企業の参入も認められておりますが、施設介護、これが実は介護市場の3分の2と言いますから、かなりの主体を占めているわけですが、これは依然として均衡な競争条件にないわけでありまして。

これは1つには、経費の運営において、これは介護保険の対象ですから、介護報酬ですが、これが同じような施設介護の間でも格差があるという問題。これについては既に規制緩和3か年計画で見直しが進められておりますが、同時に施設整備費というものが極端に違う。、ゼロと4分の3の違いなんです、そういうことがなかなか健全な民間の施設・介護サービスを育てるとき1つ大きな制約になっているわけで、これは情報公開の徹底も含めて、できるだけ消費者が選択できるような良質施設・介護サービスを実現するための競争の促進ということを考える必要があるかと思っております。

同時に今、施設介護のかなりの部分を担っている社会福祉法人というものも規制のかたまりでありまして、これから企業等と自由な競争をするためには、こちらの方の規制緩和もある程度必要でありますし、官庁に対して報告するという今の体制を一般に広く情報公開をすることで消費者の選択に資するという方向に変えていく必要があるのではないかと考えております。

保育についてはかなり進んでおりますが、依然として認可保育所に資金を集中するという形になっている。今、地方自治体等では、既に企業等が経営する民間の保育所でも、一部助成をするという方向に行っておりますが、国ベースではなかなかそれが進まない。これにはいろんな法律上の規制があるわけですが、そういう規制をできるだけ見直していくと同時に、既に一部で始まっております認可外保育所への利用者への直接支援と言いますか、利用券でもいいですし、税控除の対象を拡大する。これは税制改革が要りますからかなり大変なんですけど、いろんな形で事実上個人に支援することで個人が需要を増やし、それによって供給が増える。需要が供給を決める。これまでのように供給によって需要が制約されるという状況から、そこで大転換をするというのがポイントだと思います。

それから、これは長らくの課題でありました幼稚園と保育園の一元化ということです。これまで教育と保育というふうに分かれておりますけれども、実際の中身はかなり似ているわけで、それを統一的に考える。運営母体とか時間とか経営に関してさまざまな面のイコールフットリングを達成していくというのも大きな課題ではないかと思えます。

最後に社会的セーフティーネットとして、生活保護法の改革と、それからホームレスも含めた住宅扶助というものをどう考えていくのか。それから社会保険、雇用保険の対象範囲の拡大、そういう点について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長　ありがとうございます。どうぞ御意見、御質問等ございましたら。

○奥谷委員　5番目の社会的セーフティーネットの部分で、生活保護法の改革というところで、これは課税最低年収の引き上げみたいなことは議論には入ってなかったんでしょうか。

○八代委員　課税最低年収というのは、所得税の課税最低限のことですか。

○奥谷委員　はい。

○八代委員　その方は特に考えておりませんが、奥谷さんのおっしゃるのは、むしろ生活保護法ということではなくて、ネガティブ・インカム・タックスみたいに、税制と連動させるべきではないかというご意見かと存じます。

○奥谷委員　ええ。

○八代委員　今までは特にそう考えておりませんが、そういうのも1つの検討課題には当然入るかと思えます。

○奥谷委員　すべて弱者、弱者という検討で、生活保護法を考えていくというのは、これからの時代としては概念がかなり変わってくるんじゃないかという部分があるんで、やは

り税制との関連みたいことを考えていかないと、素直に一般的国民が生活保護という部分で納得しないんじゃないかなど。

○八代委員 おっしゃることはわかるんですが、現実には社会的弱者という言葉はあちこちで使われているわけです。ですから、真の弱者以外に、いわゆる弱者がいっぱいいるわけで、これは農業から中小企業から、あらゆるところで言われている。ですから、それをむしろきちっと整理して、真の弱者とは何かという形で、真の弱者を定義して、その弱者に所得保障を集中する。その代わり例えば基礎年金を最低生活費に合わせるということではなくて、基礎年金の水準は、基本的には保険原理に基づいて決める。それが最低生活費を下回っていれば、その補足分はこの生活保護の方から補填するというような、所得保障の対象を高利化する手段として、この生活保護を考えるという考え方です。

弱者は現に存在するわけですから、それを無視することはできない。この生活保護が逆に言えば弱者に対してある意味でサービスを集中する存在であって、ほかは基本的に言えば保険原理、市場原理に委ねるという考え方でできないだろうかということなのです。

勿論、それは先ほど言った保育とか介護に対する補助というのはこれとは別であるわけですが、それはどちらかというところ、所得再分配の手段としてやるのではなくて、もうちょっと公益的な視点からやる補助であるというふうに整理をするということが1つのねらいであるわけです。

○生田委員 大変不勉強ですから、ど素人風の質問ですが、2ページ目の下の方に社会保険、雇用保険の対象拡大と出てきます。これの関連で一言申し上げたいんですけども、先ほどのお話で弱者救済、確かに今あちこちで言われているんですけども、御自身、御指摘があったように、よほど定義をきちつとしないと、弱者という名の下に社会的不正がかなり行われていることも事実だろうと思うので、まず定義をお願いしたい。

それから、特に社会保険、雇用保険の関連で申し上げれば、不良債権処理の問題で、なかんづく3業種中心に相当雇用の問題が今後出てくるだろうと思います。これは向上的にある弱者と言いますか、失業者とはまた違うたぐいのものでありますが、少なくとも短期的にかなり強力な、職業教育を伴うようなきちつとしたセーフティーネットを張っていくということは、これは絶対に必要になるんですけども、そういう問題は今おやりになっているという一連の作業の中からはみ出た問題になるのか、それとも中に入っていくものなのか、その辺はどういうふうに御判断になっているのか伺いたい。もし入るのであれば、相当手厚いことを書かなければいけないのなかという気がいたします。

○八代委員 確かに今、構造改革を進めることで失業者が増えてくるということは事実で

ありますが、それに対して特別のというより、もともとこれはセーフティーネットのものでありますから、ある意味で常に存在することが必要ではないかと思えます。これまで失業給付というのは余り使われていなかったんですが、最近の失業者が増えることで、急速に利用者が増えてきている。これはそういう意味で必要なことなんですが、このときの大きな問題として、今の雇用保険でも社会保険でも常用労働者をベースに考えていて、派遣であるとか、パートタイムの人たちというのは、その対象外に置かれている。あっても一部に限定的にしか使われていない。それが実は問題なのではないかということで考えているわけです。

したがって、今、不良債権処理との絡みで一時的にこれを拡大するという考え方は特に取ってはおりません。

○生田委員 それはそれできちっとした立派なお考えでいいと思うんですが、ただ、はっきりだけはしておいた方がいいと思うんです。これはかなり大きな問題として、相当大きな政策判断を要する、現にやらなければならない問題だと思いますから、そういうお考え、私は支持いたしますけれども、はっきりしておいた方がいいような気がいたします。

○清家委員 最後に八代委員が触れられている社会保険、雇用保険の対象範囲の拡大のところは、後で申し上げる私の担当分野のところでも是非そういう方向でやりたいと思っておりますので、できれば一緒に協力してやりたいと思えます。

それとの関係ですけれども、先ほど生活保護の中に家族の扶養義務の話が八代委員から出ていましたけれども、特に年金保険などについても同じわけですけれども、社会保障制度の枠組みが基本的には世帯単位になっているわけです。これも含めてできるだけ個人単位化していくという視点が非常に重要だと思いますので、大きな柱として、福祉とか社会保障の個人単位化という議論を、これは緊急のあれではなくて長い議論になるかと思いますが、していただけるといいのではないかと思います。

○八代委員 ありがとうございます。そこは結局、このパートタイム等の社会保険の適用問題を考えるときの最大のネックは、まさに世帯単位の今の制度であるわけで、それは一応社会保障改革の1つのテーマでありますけれども、ある意味で福祉の延長線上ということで、検討するかどうかを検討させていただきたいと思えます。

先ほど生田委員のおっしゃった点についてちょっと補足したいと思えますが、雇用保険と生活保護の違いは、雇用保険というのは給付額が年収に比例しているわけです。ですから、同じ失業をしても、失業者によって給付額は違うわけです。これは報酬比例の年金と同じような考え方に立っているわけですが、そういう制度が現在330日までしかもら

えないんですが、それを例えばもっと必要に応じて2年とか延ばすとすると、これはちょっと社会的公正に問題があるんじゃないか。

そういう意味では、雇用保険は今のままの期間にして、それでも更に仕事が見つからない人は、今度は最低生活保障である、均一な給付の生活保護に移していくという、保険と保護との間の適正な役割分担みたいなものもここで検討したいという趣旨でございます。

○八田委員 先ほど奥谷さんが御指摘になった問題が、生活保護の所得制限の就業意欲抑制効果の見直しということと関連していると思うんです。これをやるかやらないかというのは、大きな問題だと思います。

というのは、今、生活保護を子ども2人の母子家庭で月12万もらいます。それは住居費も含めてですから、生活は大変です。だけれども、働くと、働いた分だけ100%補助が減られる仕組みです。だから、働くインセンティブは何にもないんです。所得税で言えば100%の限界税率です。

そうすると、そういう人たちは、例えば病院の賄い婦にはふつうはならない。そういう公的なところで所得が全部捕捉されるところは、実際問題として何の得にもなりませんからやらない。でも、例えば家庭に入ってお手伝いさんをするということなら所得隠しができるからやれる。しかしそれには一切社会保険もないし、将来の年金もない。言ってみれば貧困の罠にとじ込められているわけです。

アメリカだと今は多くの州で、働くと残りの補助金は半額くらいしか減らされず、残りの半額は手元に戻るといようなシステムをつくっている。

先ほど八代さんがおっしゃったように、日本では余りに弱者保護と弱者もどきに補助が行われている。農村が弱者と言われることがあるが、所得が1,500万を超える世帯が5%を超えるくらいいる年もありました。だから、豊かなところにどんどんお金が落ちる。中小企業にも落ちる。そういうものをやめて、生活保護を受けている人が働く意欲を持つように、そして、ちゃんとしたフォーマルなセクターに入っていけるようにすべきだと思います。

しかし、実はそれをやると、働けば手取り所得が12万ではなく、例えば15万になりうる。しかし、そうなった途端に14万円分は自分で働いて稼いでいる人に対しても何らかの補助を出されなければいけなくなる。この補助を「負の所得税」といいます。これがアメリカでやっていることです。やるべきことは決まっているんですが、膨大な財政支出になる。それを提案すべきかどうか。それとも永遠に貧困の罠にとじ込めておくべきか。例えば中国残留孤児の人みんな生活保護に入って、もう抜け出ていけない。そのままにしておく

のか、それは大決断が要る問題だと思います。

○石原規制改革担当大臣 先ほど八代先生の話の中で、社会福祉法人について御言及があって、規制が非常に多いということなのですが、実は私、特殊法人改革と公益法人改革も預かっておるんですが、この社会福祉法人と社会福祉協議会が議論の対象外なんです。この分野は地方に行けば行くほど、各市区町村に全部ありますし、ここでかなりの規制を掛けて、ここに登録をしない業者は介護サービスをさせないとか、かなり独占的な競争阻害要因になっておりますので、社会福祉法人問題を是非こちらの福祉・保育のワーキンググループですこしメスを入れていただきたい。

そこの話を聞きましたら、第二霞ヶ関ビルというのも持っているようで、そこには道路公団も入居しているという話まで聞きまして、びっくり仰天しておりますので、ここはタブーだったみたいですがけれども、是非切り込んでいただきたいと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、次のテーマに移らせていただきたいと思います。次は人材・労働ワーキンググループということでございます。清家さんからお願いします。

○清家委員 我々は人材・労働ワーキング・グループということで、雇用とか労働市場における規制の改革の問題を取り扱うことになっているわけでありまして、労働市場とか雇用の問題というのは、基本的には労使の自治が原則でありまして、単純に言えば、雇い主はできるだけ人を安く雇いたい。働く方できるだけ高く働きたいわけですから、雇い主と労働者の間の利害というのは、もともと対立しているわけで、その労使の利害を調整する最終的な場は労働市場ということになるわけです。法外な賃金を言えば雇ってもらえないし、余り安い賃金を提示しても、だれも来てくれないという形で市場の調整に委ねられるべきというのが雇用、労働の問題においても原則だと思います。

問題は、労働市場とか雇用の場合、これは理論的にも実証的にもこれまで繰り返し指摘されているわけですがけれども、労働の売り手である個人と買い手である企業とのバーゲニング・ポジションと言いますか、交渉上の地歩が必ずしも均等ではないために、理論的に想定されるような市場均衡が成立しない場合がある。これは労働市場だけの特徴ではありませんけれども、特に個々の労働者だとか、労働者側から見た企業の労働条件等について情報が不完全な場合、あるいは特に長期の雇用契約になった場合の将来の予見可能性に制約がありますので、そういったバーゲニング・ポジションの問題や、情報の不完全性の問題を何らかの形で制度的に是正しないと、理論的に想定したような正しい市場決定が行われにくいという問題があるわけです。

そこで日本も含めて、先進国は勿論ですけれども、発展途上国も含めて、大体今どんな社会にも雇用とか労働市場に関する規制というのは存在しているわけです。

したがって、労使関係法、アメリカで言えばナショナル・レーバー・リレーションズ・アクトとか、あるいは労働基準法、これもアメリカで言えばフェア・レーバー・スタンダード・アクトとか、そういった法律存在そのものは、これは経済学的に見ても合理性があるというふうに考えられるわけです。

問題は、そういう法規制、あるいは制度の枠組みがつけられたときの環境と現在の労働市場を巡る環境が少しずつ来ているということでありまして、環境の変化に応じて、雇用とか労働市場を巡る規制を変えていかなければいけないというのが我々の基本的なスタンスであります。

例えば労働条件が従来はかなり集団的に決まる部分が多かったわけですが、特に職種構造がホワイトカラーの人たちですとか、プロフェッショナルな人たちが増えてきますと、個別に決まるようになってくる。そうすると、労働条件が集団的に決まる時代の規制の在り方と、個別に決まる場合の規制の在り方というのは変わってくるわけです。勿論、集団的に決まる部分もあるわけですが、そうじゃない人たちに従来と同じような規制を課すということが、必ずしも合理性を持たなくなっているという部分があるわけがあります。

さまざまな労働法制というのは、基本的には同じ時間にみんなが1つの職場に集まって一斉に仕事を始めて一斉に仕事を終わるといような定型的な労働をかなり念頭に置いてルールづくりをされているわけでありまして、そういうところに非定型的な労働が増えてくると、規制と実態の間にギャップが出てくるということだと思います。

もう一つ大切なのは、個人の雇用というのは必ず保障されなければいけないわけですし、個人の雇用保障、あるいは生活の保障というのは究極的な政治の目的だろうと思うわけですが、雇用の保障の在り方は、多少キャッチフレーズ的に言うと、従来の、特に大企業部門においては1つの会社で学校を出てから定年まで保障されるというような、1社雇用保障体制というふうに言っているかと思いますが、こういう雇用保障の在り方が中心であったわけですが、これが2つの要因で今維持することが難しくなっているわけです。

1つは、高齢化に伴って職業人生が長くなっていく、公的年金の支給開始年齢も、最終的には65歳になるわけですし、少なくとも60代の半ばぐらいまでは現役で働き続けなければいけない。しかし一方で、企業を取り巻く競争環境は以前よりも更に厳しくなっており

ますので、個々の企業あるいは産業が労働者に対して保障できる雇用期間というのがだんだん短くなってきている。そうすると、一方で個人の職業人生が長くなり、他方で企業の保障できる雇用期間が短くなるわけですから、どうしても個人の雇用保障を実現するためには、雇用を守りきれなくなった企業とか産業から人材を必要としている、あるいは雇用を増やそうとしている企業産業に労働市場を通じて移動するという形で個人の生活が保障されなければいけない。つまり、1社雇用保障体制から、労働市場を通じた雇用保障体制の確立が必要になってくる。そういう視点で、雇用を巡る規制、あるいはルールの見直しが必要なのではないかというのが我々の基本的なポジションだろうと思います。そこで、具体的な検討課題として大きく3つぐらのエリアが挙げられているだろうと思います。

1つは、労働市場の機能をもっと強化するためにさまざまな規制の改革が必要だと。例えば、労働市場の機能といってすぐに思い浮かぶのは情報機能ですけども、これが職業紹介に関する規制によって必ずしも十分に発揮できないような状況がある。あるいは、能力開発のプログラム、従来は、企業の中での能力開発が主でしたので、労働市場に出た労働者に対する能力開発のプログラムといったようなものが不十分である。あるいは、中年になってから会社を変わるというような際に、一番大きな実際上のバリアになっているのが年齢制限でありまして、こういった雇用における年齢制限あるいは年齢差別の問題というようなものをきちっとルールでこれも規制していくということが必要になってくると思います。

2つ目は、個別の雇用制度に関する規制の緩和、あるいは改革の問題で、これはそこに書いてありますけれども、有期雇用の問題だとかあるいは労働者派遣の問題だとか、あるいは裁量労働制の問題だとか、あるいは雇用調整のルール、こういったような問題があると思います。

3つ目は、雇用あるいは労働市場の外円の部分と言いますか、これは先ほどまさに八代委員が最後のところで指摘された社会保障制度、この社会保障制度も、従来の常用で雇われてフルタイムで働く人たちを前提につくられておりますので、この雇用の形が今言ったような中で、例えば、有期雇用だとか派遣労働だとか、もう既に相当増えているわけですが、パートタイム労働者等が増えていく中で、今のままですと、社会保険制度、あるいは社会保障システムが場合によっては一部空洞化してしまう恐れがあるわけで、この辺の、例えば、雇用形態によらない一律的な適用を図るといったようなことが必要だろうというふうに思います。

この後は、若干ワーキング・グループでも十分に議論を詰めておりませんので、現段階

では、私の多少個人的な意見に当たるかと思いますが、ちょっと短く最後に申し上げますと、恐らく今申し上げた3つのエリアのうちのプライオリティーを言うと、まず、労働市場の機能の拡充というのは早急に進める必要があると思います。例えば、職業紹介について現在残っている料金規制については、相当物の考え方そのものを変える程度に抜本的に変えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

あるいは、現在の能力開発に対する政府の援助というのは基本的には雇用保険制度の中でやっておりますので、雇用保険の対象者だけに限定されるきらいがあるわけですが、これをもうちょっと一般的な人たちにも拡大適用していく。これは私の持論になってしまいますけれども、雇用における年齢差別禁止の考え方、あるいはできるだけそれをなくしていくという考え方を徹底していくということも緊急課題であります。

個別の雇用システムについては、1つは企業ができるだけ人を雇いやすい環境をつくっていくということで、例えば、労働契約については現在、3年間の有期契約が一部の職種について認められているわけですが、これを例えば、5年ぐらいに延長していくとか、あるいは適用範囲を拡大していくといったようなことが当面考えられるのではないかというふうに思います。

更に、労働者派遣業については、これは数年前に、いわゆる規制の在り方をポジティブ・リスト方式からネガティブ・リスト方式に変えるという形で相当思い切った規制の緩和が行われたわけですが、実は、その際に新たにネガティブ・リスト方式の中で適用対象になった職種については、派遣労働として雇える期間が1年というような限定が付いておりましたので、この期間を例えば、3年程度に延長していくといったようなことが当面の検討課題としてあるのではないかと思います。

更に3つ目の外円部分ですけれども、これは八代委員のワーキング・グループとも協力しながら、社会保険の一律の適用を図っていくということが必要かと思っております。

既に2回我々のワーキング・グループ、作業を行っておりますけれども、まず、その実態の把握、あるいはニーズの把握を行いながら、同時に先ほど宮内委員がおっしゃった当面の目玉づくりのためのメモを私がつくらなければいけませんので、その具体的な作成を行っていくというような作業を行っているところであります。

私のワーキング・グループの中で、皆さんにお願いしているのは、勿論、余り悠長なこととは言えないわけですが、提言をする以上、できるだけ科学的な根拠に基づいたきちっと分析が行われた提言をしたいということ。

それから、いろいろなところで利益相反といいますかトレード・オフの関係があるわけ

です。労働者についてみても既に雇われている人と、労働市場にいて今から雇ってもらいたい人の間には利益の相反があるわけで、そういったもののウェイト付け、あるいはウェイトの転換をどのように図っていくかということが議論のポイントになるだろうと思います。できるだけ最終的に国民の選択がしやすいような、わかりやすい提言をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見、御質問ございましょうか。

今日のところは特にないようでございますので、次に進ませさせていただきます。

次は教育関係のワーキング・グループでございますが、米澤委員が主査でございますが御欠席でございます。森委員が副主査をされておりますので、森さんからお願いいたします。

○森委員 森でございます。今回、米澤さんがヨーロッパの方にいらっしゃるそうなので、私から御報告をさせていただきますが、6月11日に第1回のワーキング・グループを開催いたしまして、教育分野における問題意識について幅広く議論いたしました。お配りしてありますペーパーは、ワーキング・グループの議論を踏まえて米澤主査がおとりまとめになったものでございます。

教育分野においてももっと競争原理を強く働かせていくことで、教育サービスの質の向上につなげていこうではないかという視点で書いてございます。

1番目の大学における教育研究活動を活性化するための規制改革ですが、ワーキング・グループでの議論でも、理数系の研究体制が弱体化してきている、また、文系にあっても卒業する学生の質が社会のニーズにできていないという指摘がございます。実社会で役立つ教育や国際的水準の研究を育成していくためには、研究に関してはその重要な担い手である博士課程の学生にやる気を発揮させるよう、社会的地位や待遇の必要で必要である。また、教育の質、向上については、意欲ある学生にはあめを、不真面目な学生にはむちを与えていく仕組みが必要だろうし、教員に対しても、適切に能力を評価公表して、競争を促していくための施策が必要ではないかということで、最初の3つのボツを書かせていただいております。

また、4つ目といたしましては、大学の教育サービスの一環として、学生のうちから実社会を体験できるインターンシップ等のキャリア教育というのがますます重要になってきているので、これはを促進するためにはどのような規制改革が必要か検討してまいりたいというふうに考えております。

2番目の組織を活性化する規制改革ですが、これは大学間での競争が進むような方向で

規制改革を進めようというものでございます。そのためには、1ポツにありますように、大学の設置基準や、工場等制限法などの見直しを実施し、大学の設置をもっとやりやすくするということが考えられます。

また、2つ目のポツにありますように、閉鎖的と指摘されることの多い大学について、意識改革と競争原理を促すため、外部の専門家の登用を含めたガバナンスの外郭が考えられます。

更に、大学の競争を促すためには、教育を受ける側が大学の選択に当たり、偏差値以外にも大学を評価できる仕組みが必要で、3つポツにございます大学運営に関する透明性向上を挙げてございます。

3番目の社会人のキャリアアップを強力に支援する規制改革ですが、これは一番目の4ポツの視点とも共通するのですが、社会が変化する中で大学の教育サービスが社会のニーズに必ずしも十分に対応しなくなっているのではないかと、より実務的な教育の実需が高まっているのではないかと認識に基づいております。その要としては、1ポツにありますように、大学院の役割が大きいので、これを充実していこうということでもあります。

また、2ポツにありますように、産業界やNPO等の連携も質の高い社会人教育には必要であり、芸術文化も含めた多様な学習ニーズを充足するための規制改革が必要ではないかと考えております。

4番目、5番目は主に初等教育について書いてございます。4番目の小学校や中学校の教育に競争環境をつくりための規制改革ですが、初等教育サービスは現状のところ、子が主体ですから、まずこの分野の競争を促していかなければいけません。その意味で、1ポツにあるように、通学区域の弾力化などが考えられるわけです。更に、外部要因として私立の学校等の設置を促すことが、こうした教育の一層の促進につながるのではないかと、私立学校の設置基準を自由化するなど、多様な学校の設置が可能となる環境整備を2つ目のポツに書かせていただきました。

最後の子どもたちの学ぶ意欲を高めるための規制改革ですが、初等、中等教育サービスをもっと充実させていくべきとの議論が出ました。特に、理数系教育、IT情報教育、そして国際化、グローバル化の時代に対応し得るような外国語教育や国際理解教育が重要だという議論がございました。

また、3ポツ目は先ほど申し上げております教育と社会的ニーズとの話とも関係がありますが、欧米諸国では、学習意欲の低下に歯止めを掛けていたために、早いうちから勤労感や職業感について子どもたちに教育していく施策が取られていると聞いておりますので、

ここに書かせていただきました。

以上が本日お配りしたペーパーの内容ですが、ここには書かれておりませんが、国際的に開かれた教育を実現するための規制改革という視点も重要な検討課題であると考えております。

具体的な内容としては、海外の小・中・高等学校との連携とか、留学生の倍増、今5万人レベルですが、10万人への倍増計画、それでも十分ではないと思いますが、そういう体制の充実と阻害要因の排除、それから国内におけるインターナショナルスクールの充実と文化の交流などにつきましても議論していきたいと考えております。

今後、関係者、あるいはヒアリングなどを行って、論点を絞りつつ早急に議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

御質問、御意見を。佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 本来は、教育の委員をさせていただいているのですが、前回、指定の日に伺えなかったので、この場を借りて少し意見を申し上げたいと思います。

1つは、私は大学のことよりも一番頭にあるのが、小・中・高校なんですけれども、一番問題だと常々感じているのが特に公立だと思いますが、教員が評価されない制度であり、首にも解雇にもならず、例えば、酔っぱらって学校に全く来ない先生もセクハラをした先生も、逮捕されない限りPTAがクレームを言っても、校長は解雇したり給与を下げる権利はなく、結局教育委員会に言うとはかの公立の学校の先生に回される。結局、何の解決策にもならず循環しているわけです。ですから、教員の評価システムと、非常に難しいことなんだとは思いますが、評価システムとあるいはそれが給与に連動するとか、解雇の可能性です。これは校長先生の権限ということにもなるのかもしれませんが、そういったことを小・中・高校に関してかなり早急にやらないと公立の学校がどんだめになっていく可能性が高いのではないかと思います。

それから、情報公開です。どういった先生が、あるいはどこの学校がどうだということの公開、これはもう一つ教員免許とも関係があるのかしれません。ちょっとこの辺はよくわかりませんが、例えば、社会人が学校に行って物を教えるとか、私立でも社会人の人たちをどんどん先生として招くというときに、ゲストのような形では招き入れられるようですけれども、公立の小・中・高ではなかなかそれも難しいと聞いていますので、一般社会、先生になる人というのは大学を出て教員免許を取って、22歳で例えば、学校に入ると、社

会を知らず、大人の世界を知らずしてずっと先生として生きていくわけで、極端な礼かもしれませんが、そういった教師となる方々と社会との関わりがもっとできるような規制の撤廃というのが必要だろうと考えます。

それから最後に、学校心理学者みたいなシステムがアメリカの学校には公立でも各学校に1人ずつ学校心理学者がいます。もう一点、先生の負担がとても大きいというのも、担任の先生がクラブ活動も見て、補修授業もやって、何もかもやってというのではなかなか手が回らない。その点、もう一度見直して、これは時間の掛かることかと思えますけれども、いろいろな専門家が学校にきちっといるという状態ができたらいいなと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。

生田さん、どうぞ。

○生田委員 2、3点御検討いただければと思って意見を申し上げます。

1つは、国立大学の社外役員をつくるようにというのをこの数年申してきておりますが、早く、商法の改正で大企業は社外役員を置けというような方向にも行っておりますし、早く規制を緩和といいますか撤廃するように。ただ、その裏返しとして各大学がきちっとどういう要件の範囲なら実業界の社外役員に就いてよろしいというようなルール、これは大学のガバナンスにも通じますけれども、そういったルールを設けて、それに照らして要件を満たせば企業の社外役員になれるという道を開いていただけたらいいなというのが1つであります。

それと同時に、特に国立大学の編成が企業を興すといいますか、起こす業ですね、起業。その辺をどう考えるのか、必ずしも100%無条件にいいとは私も思いませんけれども、社外役員どころか自分の持っている知識をもって、企業を大学の教授にしながら興していくというふうなことをどう考えるのか、御検討いただければいいなというのが第2点であります。

第3点は、今後の社会においては、私学の重要性というのがますます増してくるのではないかと思うのですが、一連の大学改革を通じまして、国立大学と私立の大学が、大学に限られませんけれども、できるだけ近い条件で非常に良質の教育上の競争ができるような、客観情勢、インフラをつくり上げるというふうなことで、具体的には例えば税制の問題とか、あるいは国家からの補助金の問題もあると思えますし、それから私学に対しては、寄付金に対する課税の問題とか、そういった財政的なバックアップが私学に対しても、国立と余り大きなハンディキャップを今のように負わないで、教育に使われるような規制の緩和、

ないしは税制の改革というふうなものも御検討いただいたらどうかと思うので、申し上げておきます。

○宮内議長 奥谷さん。

○奥谷委員 今の生田さんと同じなんですけれども、大学と全般に書かれていますけれども、国立、公立と、私学ではかなり違うと思うんです。ですから、その区分けと言いますか、行政を法人化するというようなところで、またそういう国公立に補助金を与えるみたいな流れが出ていますけれども、これも果たしてそれでいいのかどうか、やはり要らない国立大学と言いますか、そういうところは消えていくべき市場原理というのが出てくると思うんで、先ほどの私学のこれからのバックアップということに対しての規制の緩和ということも、かなり大きく寄与していくと思いますので、余り国が必要でない国公立大学を残す必要性というのではないのではないかという、その検討というのはこの委員会ではあったんでしょうか。

○森委員 私も実は小学校、中学校を含めて、公立の荒廃がひどいという状況もございますので、ましてや高校はほとんどもう私学の方に行ってしまうと、生徒がいなくなっているという現状、これは大都市の場合ですけれども、ございまして、つまり抜本的に公立の学校の役目について検討すべきだということは言っておりますが、今日の主査の御報告には出てなかったものですから、まだ序論ということで今日は申し上げませんでしたけれども、現実問題としてはもう戦時体制、55年体制のときに、国民学校になったときに私学は一切禁止になった分野が小学校です。それが、戦後すぐに6・3制になって、義務教育が中学まで延長されましたが、その分野も原則公立だったわけです。それが私学に押されているという状況ですが、今はもう、例えば東京都の中心区の場合ですと、私立学校に通っている数の方が、中学校の段階でははるかに多い。先生の数は、公立に多いんですけれども、生徒は私立に行っているというような状況になっておりますし、高校では更にそれが進んでいるという現状をどうするのかということがございます。大学も、大分公立の地盤沈下が言われておりますが、この辺も一体どうしていくのか、根本的なところから考えていくべきではないかと思っております。

また、改めて抜本的な議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○宮内議長 鈴木さんどうぞ。

○鈴木委員 今の御議論を聞いてございまして、その問題に尽きるんですけれども、規制改革のこの6年の歴史の中を見ても、やはりほとんどらしい進み方をしなかったというところはどこかと言ったら、医療と教育だというふうに言われておりますし、それはそ

う言われても仕方がないと思うんです。

そこで、医療については先ほどから私申し上げて、どこまでできるかわかりませんが、教育というのに対しても、もう少しさっからのお話にありますように、やはり組織形態の在り方、国立、私立というような問題です。そういうところ原点があるわけですし、私学助成金の在り方というような問題、あるいはバウチャー制度というようなもので、学生に選ばせるという、何かもう少し抜本的なところを入れないと、ここに書いてあるものというの、これは実は6年間さいの河原で石を積み上げるようにやってきた話の延長線にすぎないという感じがするので、森委員がさっきそういうふうに進めていかれるというような御意向も漏らせられましたけれども、是非そういうふうにとつやっていたかかないと、本当に解決にならないんじゃないかという感じがしております。

とにかく大学の先生が、自らが大学の先生であることを自嘲するというようなのが現実なんですから、だからそれは早急に直していかないとだめだというふうに私は思いますので、是非お願いしたいなというふうに思います。

○宮内議長 八田さん、どうぞ。

○八田委員 ある意味で、今、鈴木委員、森委員がおっしゃったことの繰り返しになるかもしれませんが、国立大学や公立大学と私立大学の競争条件を埋める一番確実な方法は、奨学金を充実して、誰もが授業料の高い大学にその奨学金を借りて行き、後で出世払いでもって払えるようにすることです。そして、国立大学も授業料を高くするし、私立大学もその学部によっていろんな授業料を変える。それが一番手っ取り早いと思います。一方で研究については国・公立や私立であるかを問わず、研究費を別途競争的に給付する。

小中学校の場合には、義務教育ですから、先ほど鈴木さんがおっしゃったバウチャー制を作る。公立学校に行かないで、私立学校に行く人は、もし公立学校に行けば掛かったであろう費用、自分が行く私立の小・中学校に公的に払ってもらえるという仕組みにする。そして、なるべく公立学校というものを小さくしていく。とにかく、公務員が先生で、いつまで経っても首にできないというんでは、先ほどのような競争条件できません。方向としては、大学は奨学金を通じて、小中学校はバウチャーを通じて競争的に学校を補助するという方向に持っていくべきなんではないかと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。非常に大きな問題でございます。それでは、またこの件につきましては、いろいろ御意見も伺えると思います。次にまいります。

都市再生ワーキング・グループでございます。村山主査よりお願いいたします。

○村山委員 都市再生ワーキング・グループは、6月7日に第1回の会合を開きまして、そのときに合意したこととして、なるべく会議はインターネット、Eメールで行おうということになっております。今回のこの1ページ目の資料は、事務局がまとめていただいたものを私が手直しさせていただきました。

3つの点についてお話しさせていただきたいと思います。まず、問題意識、主要目標及び検討の方向性、それから当面の作業手順ということに関してです。

まず、問題意識なんですけれども、問題意識として4点ございまして、東京を始めとした大都市圏における、都市の魅力が著しく欠落、欠如、低下しているのではないかという問題意識がございます。

例えば、私も海外出張で、先週はヨーロッパを回っておりましたけれども、やはり東京の魅力というのは、住んでいる人間にとっても、働く人間にとっても、非常に国際比較で弱くなってきているのではないかと考えております。これは、八田先生の受け売りなんですけれども、70年代以降、全総という言葉の下に、均衡ある国土の発展という政策を遂行した結果、それはそれでよかった点もあるのですが、都市における資金の流入というのが、公的に見ればかなり低くなってしまったということもございまして、例えば人口一人当たりの公共投資額なども、東京は例えば北海道に比べて如実に低い。これはある程度仕方のないこととは言っても、かなり都市の競争力は落ちてしまったと、このままでいくとアジアの一都市になり下がってしまうのではないかというような危機感がございます。

2つ目は、日本経済回復の足かせとして、不良債権問題がございます。不良債権問題が片づけば、日本経済がよくなる、そういった単純なものではないと思いますけれども、不良債権、その多くが不動産担保である。そういった中で、その担保不動産の流動化、価値向上のための方策が早急に望まれるという点。

3つ目は、従来から都市が抱える長距離通勤、こういった交通渋滞の問題が全然解決されてない、これについてどうするべきか。例えば、都市計画道路が全く整備されてないという状況です。

最後に、建築都市計画、開発関連の法制度とか、それに加えて不動産取引、価格の情報開示の状況が、現代社会の状況には全くマッチできていないというふうに考えております。今、証券化が非常に流行、普及してきておまして、実際に証券化に伴う法律改正を担当省庁の方でやっていただいたわけですが、しかしながら、この言葉、法律だけが先に行きましても、それをバックアップするためのインフラ整備が非常に遅れているという認識がございます。

私が、数年前に書かせていただいた、不動産証券化のレポートにおいて、日本における不動産の証券化というは、舗装されてない道路の上でスポーツカー走らせるようなものだというふうに書きました。いまだに、スポーツカーは随分一生懸命シャーシなどを直したりとかして、走れるようになってきているんですけども、道路の舗装は全くできてないのではないかとこのように考えております。

そういった問題意識の中での、主要目標及び検討の方向性ですけれども、若干繰り返しになりますけれども、まず1点目は食・住・遊等の近接した魅力的な都市創造、あと災害に強い都市、こういったものの創造が、私個人は極めて困難な状況にあるというふうに考えております。事務局との話し合いの中で、「強力かつ迅速に推進するため」というふうに言葉を書き換えておりますけれども、そのために開発、都市計画、建築規制等々、こういった法律制度、それから省令、通達、こういったものの見直しを行いたいというふうに考えております。

このペーパーは、かなりさらっと書いてありますけれども、この中に出てくる内容としては、例えば土地収用法であるとか、短期貸借権の問題であるとか、建築基準法、都市計画法などが、この状況でいいのか、そのゾーン分けがこのような状況でいいのか、再開発に伴ういろんな諸法律制度、こういったものはこのままでいいのか、こういったものを見直す必要があるのではないかとこのように考えております。

具体的に言うと、森社長を前にして何ですけれども、アークヒルズをつくるのに20年かかっていいのかというようなことだと思います。容積率の移転の問題、それから住宅付置義務、こんなものがいまだにあっているのかという問題、こういったいろいろな法律がここに入ってまいります。かなりさらっと書いてありますけれども、ハードコアな点が実は多いというふうに考えております。

2つ目は、国際競争力を備えたインフラの整備ということで、都市計画道路の整備率というのが、計画段階では今ぐらいの時点で、もう既に100% になっていなければいけないところを、まだ50%ぐらいしかできていないということです。まず道路が広くなると容積率も上がらないし、交通渋滞の問題もなかなか解消しないというようなこと、これをやっていく上での、インフラの整備というのが非常に遅れていると思います。

具体的に申し上げますと、日本では高圧電力の管路を掘るのに、1.8m 掘らなければいけないんですけれども、それに加え、夜になるとそこをまた朝までに埋めなければいけない、だから深夜しか作業ができない。ですから、たしか日本では1日で掘れるメートル数が数メートルだったと思いますけれども、これ海外では、交通を止めなくてもいいとか、

いろんな法制がやわらかいので、1日で50mぐらい進んでしまうということです。

こういったことによって、例えば電力線、通信線、こういったものの整備というのが著しく遅れているというところもあると思います。これがないと、これからビルもどんどんIT化してきますので、やはり国際競争に勝ち残れないだろうということです。こういったインフラの整備についても考えたい。

3つ目は、不動産取引価格、評価額、それから不動産の収益力、具体的に言うと賃料情報等々ですけれども、こういったものが全く情報開示されていないという問題点がございませう。これは、日本の借家権の制度が2年で更新ですので、こういった賃料情報を公開してしまうと、テナントを取られてしまうという慣行の大前提があるわけなので、非常に不動産会社をつついても難しい部分もあるかとは思いますが、しかしながら、借家権の在り方について再考する必要があります。昨年か一昨年、定期借家権が国会を通りましたけれども、こういった新しい契約方法も含めて再検討すべきではないか。

具体的には、証券化というのがもう既にスタートしておりまして、Jリートというものも7月から9月ぐらいに最初のIPOが行われるはずですがけれども、それをやるにしても、いわゆる投資のベンチマークは全くないわけで、要するに、利回りのベンチマーク、それから専門用語でイールド、いわゆる投資金額に対する収益、こういったものも、賃料情報すら開示されないわけなので全くない、この辺がやはりインフラ整備として非常に問題点ではないかというふうに考えております。

ですから、ここも非常にハードコアな問題だと思いますけれども、これをちゃんとやっていかないと、日本の不動産の取引というのは、戦後のころからと余り変わってない状況が変わらない。今回のJリートの解禁で少しそれが変わっていくことを望むばかりではありませんけれども、このインフラのところをもうちょっとプッシュした方がいいんじゃないかというふうに思っております。

最後に、不動産取引の促進のための方策。これは税制が絡んできますんで、これもかなりハードル高いと思いますけれども、これについても検討する。ここもさらっと書いてありますけれども、例えばSPC法、それから投資信託法、これは不動産投信ということに関しますけれども、いろいろな不動産証券化関係の法律とか、そういったものも含めて検討しなければいけないのではないかと考えております。

最後に、当面の作業手順といたしましては、専門委員からの意見聴取というのを行います。今週の金曜日に、専門委員になってくださるかよくわからないんですが、業界の権威である東大の西村先生の御意見を拝聴する場を設けてあります。専門委員に多分なってい

ただけるだろう福井先生は、今アメリカにいらっしゃるんですが、7月に戻ってらっしゃるので、そういった方からも意見を聞きたいと思っております。

担当省庁と原則的に合意できる法律改正を要さない、要するに、なるべく早めに行えるものを7月までに選定するというふうに考えております。ただ、これが残り7月までにできるということ、7月までに何か出せるということのみを目的にしてしまうと、出てきたものが余りにもシャビーなものばかりということになりかねない。余りいいものがなければ、あえて大局的な点を全面に出すということも大切だと思っております。ですから、この作業の中では、3か年計画のレビューも含めてやっていくべきではないかと思っております。

その7月の1つの山を越えた状況の中で、年内に主要目標達成のために何をすべきなのかという、具体的な検討項目をピックアップして、担当省庁との折衝に入りたいというふうに考えております。

先ほど、宮内議長の方から、次官級が出てくださるとおっしゃっていただいたんで、あえてここで申し上げる必要もないと思えますけれども、今申し上げましたように、法律改正とか省令の改正とか、そういったものを結構私どもはターゲットにしておりますので、かなり山は高いんじゃないかなと思っております。ですから、1等兵とか軍曹と余り闘いたくなくて、なるべく将校クラスで闘いたいと思っておりますので、岡本審議官、坂統括官、宮内議長の御協力を是非お願いしたいと思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見、御質問等ございますでしょうか。清家さん、どうぞ。

○清家委員 私は、この分野余り詳しくないので、ちょっと教えていただきたいというか、感じたことなんですけれども、言われたことみんな大切なことばかりだと思うんですが、ちょっと受けた印象はやはり規制改革をして、ハードを整備していこうという話が、かなり全面に出てきていて、それはそれで大切だと思うんですが、都市をもっと住みやすくするための、ソフト面での規制改革とか、あるいは新たな規制がどういうふうに必要なのかというようなことについても、検討していただくといいんじゃないかと思えます。

これは、大阪大学の竹大さんの受け売りですけれども、例えばここにも書いてありますけれども、交通渋滞を緩和するために、すぐ道を広げようと言うんですけれども、道広がるとすぐにそこはもう駐車場になってしまって、ほとんど効果ないわけです。慶応の前の三田通りなんかもそうなんですけれども、竹大さんのアイデアは、そういう公共事業にお

金を使う代わりに、駐車違反を取り締まる人たちを雇って、ばんばんそれを摘発して、道を使えるようにしたらどうかというアイデアを出しておられるわけですが、そういうのも1つアイデアだと思うんです。

ですから、単に都市計画道路を整備するという話ではなくて、都市計画道路を整備しなくても、例えば交通渋滞が解決できるようなソフトの発展を、何か阻んでいるような規制があるのではないかとか、そういうようなことも何か検討していただくと面白いのではないかと思います。

○宮内議長 奥谷さん、どうぞ。

○奥谷委員 鈴木委員の御意見と関連するかもしれませんが、割に不動産がどう動くかみたいところが重点的に話しされているような気がするんですが、特に都市問題について、今まで日照権とかそういったような規制がありましたけれども、これからどんどん建物が建った場合に、景観の規制みたいなものが必要になってくると思うんです。私が持っていましたマンションの前に、大きくビルが建ちまして、景観が全く損なわれてしまっていて、値打がどんと下がってしまったんですが、そういった景観規制みたいなものも、特にこの都市再生ということに対して入れていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○村山委員 こちらのほうでは、割と緩和のことばかり書きましたけれども、私個人的には規制を強化する部分というのにも必要だと思っております。特に今までの問題というのは、自治体の裁量に任せてしまった結果、非常にグレーゾーンが多くなって、自治体は強権発動なんかしたくないですから、結局その事業者の方にしても、住民にしても、声が無視される。これ自治体によると思うんですけれども、非常に事業者寄りの形になってしまって、結果としてヨーロッパ、特にヨーロッパと東京では全然都市のデベロップメントの過程が、城壁都市からできたところと、焼け野原のバラックからできてしまったところと、全然違うわけですが、そういった中でやはり景観はばらばらで、東京は本当に汚いと思います。表参道辺り以外はとても汚いなと思っていますので、そういう規制の強化というようなことに関しても、出していくべきではないかと思っております。

ただ、まだ何分私も勉強不足で、どういったところが規制強化として必要なのかということに関して、まだ作業が終わっておりませんので、こちらの方には規制強化という部分は、あえて入れておりません。しかし、委員の先生方も規制強化もありうるという点では御賛同いただいていると認識しております。

ですから具体的にいろいろサジェスションなどありましたら、教えていただければ幸い

です。

○宮内議長 生田さん、どうぞ。

○生田委員 大変短期日にすごい中身の濃いまとめをしておられるので、それには敬意を表したいと思うんですが、観想的に問題意識の一つ加えていただきたいと思うのは、国際競争力を随所にうたっていらっしゃるんだけど、国際性と言いますか、国際的に通用するというか、日本人以外が来ても具体的に利便性を持って住める都市。私の仕事は外国のことがほとんどなんですけれども、東京に出張するのはいやだと言われなような、外国人が住んだり来たりするのに利便性がある、国際的に通用する都市にするということも大きな目標で、それに引っ掛かる規制、あるいは新たにつくらなきゃならないものをつくるという切り口で見ていただければありがたいと思います。

それは何が問題かと言ったら、空港が遠くて、お話にならないのは横に置くとしまして、よしんば利便性がある空港があるにしても、外国人が来たときに非常に困るのは住宅関係ですかね。住宅関係で、外国人が余り苦労しないで住宅をどうやって探すということもそうでしょうし、あらゆる情報が今はITで随分緩和がされたけれども、日本語情報が多いんです。外国人にも簡単に各種情報が英語で少なくとも取れる。

私などロンドンへ行って香港へ行ってでもこへ行ってでも、車さえ当てがわれればすぐにドライブができるんです。標識がはっきりしているから。東京へ来て外国人が車を持ったって絶対に運転できないです。そういったちょっとインフラとかソフト、そういうインフラ面の整備というものも都市再生には道路の標識という細かいことも含めて必要だし、多分村山さんのワーキング・グループの範囲を超えることでしょうけれども、弁護士がいない。国際的な問題に迅速に対応できる経験、資格を持った弁護士が足りないということ。これは域を超えるでしょうけれども、諸物価が高いなど、いろんなことがあるんですけども、いずれにしても、日本人以外にも快適に住んでもらえるという切り口でいろんな問題点を見ていただければありがたいかと、これは感想です。

○鈴木委員 さっきの景観規制の問題ですが、私の事務所のところから皇居が全部見えて、それから、晴れた日には池袋のサンシャインまで見えて、非常に景観がよかったけれども、宝塚劇場がみょうくりんなものをつくったから、全く何も見えなくなったんですけども、その視点で景観というのは、要するにそのビルに入っている人の景観なのか、それとも町並み全体としての景観なのか、これは重要な問題じゃないかという感じがするんです。個別の問題から言ったら、家の前に大きな建物を建てられたから迷惑に決まっておるけれども、しかし、全体としてそれがバランスがいい、小さな区切ったものの中のペンシル的

なものによきよっと立っているというのがいいというのか。こっち側の視点の方が当たり前じゃないかという感じがして、あえて私はへちんちくりんな宝塚ビルに景観を奪われたと文句を言っていないんですけれども、そう思うんですが、以上感想です。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、次に移らせていただきます。最後でございますが、環境、廃棄物処等でございます。環境ワーキング・グループ、生田さんからお願いします。

○生田委員 密かに時間切れを願っていたわけでございますけれども、ほどほどの時間が残りまして、実は、私は医療と、村山さんの都市再生の方に在席していたんですけれども、先週来宮内委員長から移籍の強い御指示がございまして、おととい新たに環境に入ることになりまして、まだおとといから2日しか経っておりませんで、おまけに何かまとめをやらと言われたことで、ただいま誠に動転している最中と、こういうことなので、循環型社会とか、3Rとか言えば格好いいんでしょうけれども、私が今申し上げましても全くつけ焼き刃というのは見え見えでございますので、後ほど吉原室長か磯部審議官の方から今日までのとりまとめを御説明していただきたいと思っております。

ただし、おととい私がそういうことで私はこちらに回ったようなところでございますので、どうやらワーキング・グループはまだ1回も開かれていないと理解しておりますので、これから一気呵成にベストを尽くす以外にないなという心境であります。

そういう意味で御意見をいただくのは非常にありがたいわけで、これからスタートですから、是非いろいろな御意見をいただきたいんですが、私なりにちょっと感じていることだけ申しますと、過去3年間のとりまとめを拝見したんですけれども、詳しくは昨日拝見したばかりなんですが、非常に個別具体的な問題がずっと上がっているんですね。それで、個別具体的なことを出していらっしゃる前には、見えないところで、氷山の沈んでいるところでは、大きな政策なりビジョンがあって、それに照らしての具体論が出てきているんだらうなというふうな感じで見せていただいているんですが、私は政策ビジョンがあって初めて具体論というものは考えられるべきであると、何事もそういうふうを考えているんですが、そういうふうな考えをしているので、その辺、大きく言えば京都議定書みたいなところまで行っちゃうわけなんです、そんなところまで行ったらとても大変なことなんです、折り合いをどうつけたらいいのかなというのが、この一両日心の中で悩んでいる点の1つであります。

それから、環境に限って言えば、規制の緩和というよりも、むしろ地球環境を守るという立場にこれからなるわけですから、緩和という、あるいは撤廃ということよりも、むしろ

る地球の環境保全のためのルールづくりということになるのかなと、規制という言葉が悪いですから、ルールづくりということが使命になるのかなというふうな感じでおりますけれども、おおよそそんな理解でいいのかなどうか、これも御指導いただきたいと思っております。

3番目に、作業をすべきエリアといいますか領域、これをどう考えたらいいいのかなというのもこれからワーキンググループを開きまして、考えていかなければならないんですけども、その辺についてもガイダンスがいただければありがたいなという気がしております。大変幸いかと思っているんですけども、私のワーキンググループ、お前が主査だ書いてある横に、括弧して廃棄物処理とかいてあるんで、ひょっとしたら廃棄物処理だけやればいいのかとない印象もないわけではないんですが、そういう極めて限定されたエリアでやるべきなのか、あるいは風呂敷を広げると、環境問題をとらえながら、新しいビジネス・チャンスをつくるという問題との絡み、これは雇用の創造に通じますけれども、そういうところまで踏み込んで考えるべきなのかどうか。そういった領域につきまして、どうしたらいいのかなと考えております。

いずれにしても、この分野を担当するように御下命をいただきまして、7月17日にはもう何か決めると書いてあるんで、100%ど素人といたしましては、どうしていいか、まさに戸惑っているところなんで、是非皆様の適切なガイダンスをいただければありがたいなと思っております。

吉原さんの方が御説明をいただけますか。

○吉原室長 ただいま主査の方から御説明がありましたような状況でございますので、まだワーキング・グループも開かれておりませんので、とりあえず御参考までにとということで資料を用意させていただいております。時間もあれですので、簡単にあれしますけれども、環境のテーマは広いんですが、総理の御関心ということもありまして、循環型社会というような議論があり得るかと思ひまして、その関連の資料を用意いたしました。循環型社会の形成ということでは、いろいろな議論がなされているわけですが、平成12年にいわゆる循環型社会形成の基本的な法律の枠組みとしまして、循環型社会形成推進法というのができておりまして、それと並行しまして、いろいろな個別のリサイクル法ができておるわけでございますので、1枚めくっていただきますと、縦長の図があります。

この中で平成12年にできました循環型社会形成基本法というのがありまして、ここで基本的な考え方が定められておりまして、後で申しますと、その具体化の話はこれから出てくるわけでございますけれども、ある意味ではその各論という形で、容器包装リサイク

ル法から始まりまして、最近幾つかのリサイクル法というのが施行されておりますし、例えば自動車リサイクル法というものが議論に上がっておるということでございます。

更に1枚めくっていただきますと、その辺の話を時系列に従いまして、整理をしております。ごらんいただきますとわかるんですけども、平成12年、更に言いますと、平成13年に施行ないし、完全施行された法律というのはかなり多くなっておるということでございまして、そういう意味では最近比較的大きな動きがあった分野であるということがわかりいただけると思います。

一番上にあります先ほど申しました循環型基本法ですけれども、これも一応今年の1月に完全施行されましたけれども、その具体的な中身というものにつきましては、平成14年、来年の4月になりますが、そこで中央環境審議会の意見具申がありまして、平成15年10月に基本計画というのを閣議決定するというふうなスケジュールになっておりますので、この辺にこの会議としていろんなインプットをするということも考えられのかなと思っっているわけでございます。

更に舞めくっていただきますと、これは現行の3か年計画の関係の部分のところを書いたものでございまして、これはやや話が細かくなりますので割愛させていただきますけれども、一番最後に1枚紙としまして、これは前回の会議のときに事務室の方でたたき台としてお出しをした資料の環境部分の抜粋なんでございますけれども、そういう意味では、循環型社会の議論、かなり進んでおりますけれども、少し残された分野としまして、例えば廃棄物の定義の問題ですとか、あるいは都市の土壤汚染環境の問題ですとか、そういうところも残された問題としてはあり得るのかというのがとりあえず事務局の感じでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御意見ございましたら。

それでは、時間も迫っておりますので、分野ごとのフリートーキングはこの辺で終わらせていただきたいと思います。

短期間で御意見をまとめる必要があるということで、今後につきまして、重点検討分野につきましては、一旦、今日の皆様型、ワーキング・グループにお任せすることといたしまして、ワーキング・グループの方である程度形ができた段階で、また全体会議を開くと。そして御意見もお伺いするということにさせていただきたいと思っております。特にワーキング・グループの主査の方々には、短期間で御苦勞でございますが、おとりまとめ方よろしくお願ひしたいと思います。

次に7月に中間的にとりまとめます規制改革についての基本的考え方ということを取り

まとめる必要がございますが、この構成イメージということにつきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○長屋次長 資料2と1枚紙がございますが、おめくりいただければと思います。

規制改革についての基本的考え方の構成各イメージでございます。おまとめいただくものの全体構成のイメージを提示させていただいております。まず総論として規制改革の基本理念、これにつきまして、前回たたき台を一度御議論いただいております。それから各論といたしまして、重点検討分野における改革の基本的考え方、重点6分野につきまして、それぞれ考えていくと。※印し等ございますが、その基本的考え方、検討の方向性、論点を記述していただくとともに、具体的な成果があれば明記していただくということでございます。

それから、最後に今後の活動方針でございますが、秋以降のように委員会活動を行っていくかといった今後のことを書く必要があるのではないか。このような構成が考えられるところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御意見ございますか。まさにイメージだけでございますけれども、こういう形で7月に出そうということでございます。

なお、規制改革の基本理念、総論のところでございますけれども、これは一体何を書くんだということでもありますけれども、これにつきまして、次回の会議にお示しをしたいと思いますのでございますけれども、原案につきまして、事務局を中心に、飯田議長代理と私も入りまして、つくらせていただきまして、次回にここで皆様方の御意見をいただける状態にしたいと思います。

それでは、次に次回以降の日程等につきまして御説明をいただきましたと思います。

○長屋次長 次に資料3と今後の検討スケジュールでございますが、次回、第4回会議につきましては、追加的に7月上旬ということで、まだ日程は確定してございませんが、7月17日の前にもう一度お集りいただいて、御審議いただいた方がよろしいのではないかということで、現在、各委員の日程を伺っているところでございます。一両日中に具体的日程をお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、今日お配りしました参考資料を簡単に紹介させていただきますが、参考資料1として、経済財政諮問会議の方の基本方針、素案でございます。6月11日現在公表された素案段階のものでございまして、現時点では若干の文言の修正がございますが、規制改革についても、何か所か触れられております。若干御紹介いたしますが、2ページ目のと

ころで、民営化、規制改革プログラムと真ん中より下にございます。医療、介護・福祉・教育などを主として公的主体によって供給されたきた分野に競争原理を導入する。規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできるだけ広げるといった記述。

それから、9ページの下から10ページでございます。一番下に規制改革とございまして、10ページ目、第2段落でございますが、経済的規制改革は、電気通信、エネルギー等の分野でまだ課題を残していると。5行くらい下りまして、他方社会的規制の改革は更に後れているということで医療等を挙げまして、今後雇用創出のためにも、このような規制改革が重要であり、規制改革会議における検討が期待されるという記述がございます。

それから、個別分野につきましては、すべて御紹介することはできませんが、例えば21ページ目辺り、医療関係などにつきましては、下の方（4）ということで、医療・介護・保育等のサービス分野での規制改革と個別に掲げられているところもあるところでございますので、御参考までに紹介させていただきました。

それから、参考資料2でございますが、雇用対策本部の方の中間とりまとめ案、今週末にとりまとめ予定ということでございますが、この中でも1ページ目の①②③④とございますが、雇用創出、人材育成、就業環境の整備、セーフティーネットの整備等のための基本的な方向について、中間とりまとめをこのようにまとめましたと。それを実現する1つの方途としまして、政府としてはという次の段落でございますが、各分野での規制、制度改革などにより、新たな市場と雇用を創出していくと。規制改革もその方途の1つとしてし検討されているということでございまして、その具体策の概要につきましては、次ページ以降に掲げられているところでございます。

それから、都市再生本部というのがございまして、参考資料3の方でその基本的考え方というものをまとめてございますので、本日お配りさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。その他、御発言等ございますでしょうか。

以上をもちまして、本日の会議を終わりますが、いつものとおり会議の様態につきまして、すぐに記者会見をさせていただくことになっておりますが、今日は非公表ということで、私のペーパーと各ワーキング・グループから出していただきましたペーパーにつきまして、非公表ということになっておりますが、当会議の進捗状況をよりはっきりさせるために、これはたたき台のたたき台というコメントを付けました上で記者の皆様方に出させ

ていただくのも1つの行き方かなと思うわけでございますけれども、そういうやり方でさせていただいてよろしゅうございましょうか。ちょっと環境の部分は考えさせていただきたいと思いますが、その他の部分につきしては、非というのがなくなっている状況に記者会見のときにはさせていただきたいと思いますが、そうさせていただきます。

それでは、後、特にございますでしょうか。事務局よろしゅうございますか。

○吉原室長 専門委員のリストは御参考までにお配りしたものでありまして、若干変更がありますものですから、万一入ったり出たりする人があると具合が悪いものですから、恐縮ですが、それは回収させていただきますので、机の上に置いていただければと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきます。